

半田市幹部会議等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長の最高意志決定についての助言、その他重要な事項の審議及びその決定意志の伝達並びに各部門相互の連絡調整等を行う会議を設け、市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(会議の種類)

第2条 会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 幹部会議
- (2) 部内会議
- (3) 課内会議
- (4) 職場会議

(幹部会議)

第3条 幹部会議は、最高意志決定機関として、市の重要な施策等について審議し、その結果を市長が裁決するものとする。

- 2 幹部会議は、市長が招集し、副市長、教育長、企画部長等をもって構成する。
- 3 市長は、前項に規定する者のほか、必要と認める職員を幹部会議に出席させることができる。
- 4 幹部会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 市政の将来構想、長期計画及び年次計画に関する事項
 - (2) 市政の重要施策に関する事項
 - (3) 予算編成方針に関する事項
 - (4) 市の制度又は行政機能に重大な影響を与えると認められる事項
 - (5) 市議会に提案する議案等に関する事項
 - (6) 情報の交換及び伝達に関する事項
 - (7) 部等相互間の調整に関する事項
 - (8) その他市政についての重要事項
 - (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 5 幹部会議の事務局は、企画部企画課に置く。
- 6 幹部会議への議案の提出は文書によるものとし、審議に必要な資料は、会議開催日の5日前までに事務局へ提出するものとする。
- 7 幹部会議の決定事項は、事務局が会議録に記載し、資料とともに保存するものとする。

8 幹部会議は、毎月2回、別に定める日を定例とする。ただし、必要があるときは、その都度市長が招集する。

(部内会議)

第4条 部内会議は、部ごとの会議とし、幹部会議等の情報の伝達及び事業の調整等を行う機関とする。

2 部内会議は、部長が招集し、次長、監、課長、主幹及びこれらに相当する職をもって構成する。

3 部内会議には、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。

- (1) 情報の伝達に関する事項
- (2) 事業の推進方法に関する事項
- (3) 各課相互の事務事業等の調整及び処理に関すること。
- (4) 職員の服務に関する事項

(課内会議)

第5条 課内会議は、課ごとの会議とし、情報の伝達及び業務内容の調整をする機能を有する機関とする。

2 課内会議は、課長が招集し、主幹、課長補佐、副主幹、主査及びこれらに相当する職をもって構成する。

3 課内会議には、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。

- (1) 課内の業務の推進方法に関する事項
- (2) その他、課内への周知が必要な事項の伝達及び意志確認を必要とする事項

(職場会議)

第6条 職場会議は、職場ごとの会議とし、市政方針等、決定意志の伝達及び周知並びに事務改善、職場改善等に関する事項の研究、討議のほか、職場における課長又は主幹と配置職員との意見交換により望ましい人間関係の醸成を図り、業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 職場会議は、課長又は主幹が必要と認めるときに招集し、課の配置職員をもって構成する。

3 職場会議の結果必要な事項は、上司に報告又は具申し、協議を必要とする事項は、幹部会議に付議するものとする。

(構成員の責務)

第7条 会議に参加する者は、市政を執行する職責を認識し、他部門における問題であっても、全体的見地から積極的な意見を述べるように努めなければならない。

(伝達及び実施)

第8条 会議の付議事項は、当該会議において決定するものとし、その経過と結果について必要な事項は、所属職員に速やかに伝達又は上司に報告しなければならない。

2 会議の決定事項については、各執行者はその権限の範囲内において直ちに実施に移すものとする。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、会議の運営その他について必要な事項は、それぞれ各会議の招集者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。